

## 短編小説を用いた教養としての法学授業の可能性

～西村京太郎『南神威島』を用いて～

和田 篤史 (立命館中学校・高等学校)

高校生に対して法的思考などに関する授業を行う際、教員が用意した設例について考えさせることも多い。それにより考えるべき論点に集中させやすくなるためである。しかし、実社会で生徒たちが直面する問題は、そもそも何が論点になっているかというところから考えねばならないことが多い。この点から考えると、実際に起こった事件を取り上げて考えさせることも一法ではある。しかし、特に最近の事件であれば事実関係が完全に明らかになっているわけではない、あるいは当事者が存命であるなどの理由で取り上げづらいことも考えられる。そこで小説などフィクションを授業の題材にすることが考えられる。

本発表では、西村京太郎『南神威島』を取り上げる。西村京太郎は現在では鉄道ミステリー作家として知られているが、本作品は1970年に短編5編を合わせた個人誌として発行されたきわめて初期のものである(のちに市販、現在では講談社文庫で入手可能)。分量としては、文庫本で56ページであるので課題として配布するか50分授業で読ませることができるものである。

この作品は、高度経済成長から取り残された350人ほどの孤島に東京から2年任期で医師が赴任するという状況から始まる。その中で種々の出来事がおこるが、法教育の文脈で取り上げうるものは少なくみても以下の各点がありうる。

- ① 6名が致死性の伝染病に感染するが、特効薬が5人分しかない
- ② 医師自身が伝染病を持ち込んだにも関わらず、自分用の特効薬を隠した上で、5人の病人に4人分しか薬がないと言った。
- ③ 島の住人は「神さま」を絶対視するが、その「神さま」が伝染病による犠牲者が出たことにつき「誰かに」制裁を加えようとする。
- ④ 医師とともにインチキ品を売りつける行商人が島に来ていたが、行商人は自分がその制裁を受けるものであると恐れ、医師に自分が伝染病を持ち込んだのではないと島民に言ってくれと懇願する。だが、「神さまの使い」である若者4人の前で医師は何も言わず困ったものだというような視線を行商人に向けた。結果、行商人はその4人に「処刑」された。
- ⑤ 2年後、任期を終えた医師は行商人を「処刑」した若者の1人に実は自分が伝染病を持ち込んだのだと告白した。しかし、若者はそれを承知の上で医師は島にとって必要である反面、行商人はインチキ品を持ち込んでおり罰せられても仕方がなかったのだと言った。

さらに、③～⑤の諸点は現代日本においては「間違っただ」考え方である。しかし、このような考え方を長年の文化としている島民に対して我々の価値観を「指導」することは是認できるのかということも議論すべき点になりえる。

報告者は高校2年生のうち学校設定科目「法学入門」を選択した者に対し2回授業をする機会を与えられた。その意図としては、これらの観点を考えさせることで法哲学的な考え方に触れさせることももちろんある。それに加えて、法学を学ぶ教材として用意されていない小説であったとしても法学という視点から考えることが可能であるということ伝える意図もあった。そのことが日常の諸問題に対して法的な観点から考えさせるきっかけとなるためである。